

第 17 回 防災対策指針検討会 議事録

1.開催日時：平成 20 年 12 月 10 日（水）10:40～12:40

2.開催場所：日本電気協会 4 階 D 会議室

3.参加者（順不同，敬称略）

委員：岩崎主査(関西電力),早川(北海道電力),森(中部電力),中田(北陸電力),沼田(日本原子力発電) (計 5 名)

代理：磯野(四国電力・高橋),右田(九州電力・田尻),阿部(日本原子力研究開発機構・山本) (計 3 名)

欠席：飯塚(東北電力),斎藤(東京電力),田中(中国電力) (計 3 名)

オブザーバ：菅原(日本原子力技術協会) (計 1 名)

事務局：糸田川(日本電気協会) (計 1 名)

4.配付資料

資料 17-1 第 16 回防災対策指針検討会議事録(案)

資料 17-2 JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」本文(案)

資料 17-3 JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」解説(案)

資料 17-4 異常事態通報様式について

資料 17-5 「当面の課題」の JEAG4102 反映検討表

参考-1 防災対策指針検討会委員名簿

5.議事

(1)定足数確認

代理出席者 3 名について,主査の承認を得た後,事務局より,全委員 11 名中,8 名参加であり,決議に必要な定足数である 3 分の 2 以上(8 名以上)を満足していることが報告された。

(2)前回議事録の確認

事務局より,資料 17-1 は,事前配布が遅かったため,本日の資料ベースでの追加・修正等のコメント依頼の提案があり,了承された。[事務局が 12 月 12 日(金)までにコメント集約。その結果の反映版を 12 月 15 日(月)の週に委員に送付し最終確認の後,正式議事録としてホームページに掲載。]

(3) JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」改定(案)の検討

主査より,資料 17-2,3 に基づき, JEAG4102 案の本文と解説の変更点について,「原子力発電所緊急時対策所の設計指針(案)」からの反映等の修正部分の説明が行われた。また,資料 17-4 に基づき,通報様式に関して,前回の議論に基づく放射性物質の放出評価を含む使用方法等の明確化のための第 10 条通報・第 25 条報告・第 15 条報告の各通報様式上部への説明書きの追加等の説明が行われ,審議した。さらに,国との調整状況についての説明も行われた。

本日の審議を踏まえ,通報様式表の内容を一部見直し修正後,主査から委員に確認依頼することとされた。

(主な説明,コメント等)

- ・前回の宿題となっていた報告事項の件だが,原災法解説に「重要な応急措置を実施した後は,その都度すみやかに報告すべきである。」と記載がある。また,防災基本計画にも「特定事象発生後の応急対策活動情報,被害情報等の連絡」の項に「被害の状況等を定期的に文書をもって連絡するものとする。」と記載があり,「原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報,被害情報の連絡」の項にも「定期的に連絡するものとする。」と記載がある。さらにオフサイトセンターの運営要領の中に,「2 時間を目途に報道する。」という記載がある。したがって,事業者からの報告は,報道機関に対しての情報提供のインターバルの考慮し 2 時間以内の定期報告と重大な事象の場合の都度報告という形で整理する。
- ・第 15 条報告様式の使用法については,“(原子力緊急事態宣言ではありません。)”を追加し,報告内容を明確化した。
- ・「応急措置の概要(プラントの状況)」の様式に関して,7 項の放射性物質の放出状況等の“総量”については;“その他”として,海水中に放出された量などを記載するように変更することとした。
- ・放射性物質の放出評価時期に関して,“評価時刻以降の放出見通し”の数字をいつ出すのかということだが,まず予測の要請は防災指針の旧版と新版の比較に関する資料では,「異常事態の把握の手段」の項に,「第一に・・・状況,第二に主要な地点における・・・放射線量の推定と事態の今

後の見通しである。」を原子力事業者が報告しなければならないこととされている。さらに、第 25 条（原子力事業者の応急措置）の原災法解説に、「原子力施設の状態予測」と「原子力施設等の外への放射能影響の予測」が、“講ずべき応急措置の具体的内容の例”とされている。

- ・また、防災基本計画には、「原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡」の項に、「施設からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報を・・・定期的に連絡するものとする。」と記載されており、第 15 条報告以降の報告根拠となっている。
- ・なお、放射性物質の放出評価に関する法律要件に関しては、先般原子力安全・保安院へ出向き、意見を伺ったが、今のところ、特にいつ報告するかという点については、現状の解釈で異論は出されていない。
- ・「応急措置の概要（プラントの状況）」様式の 7 項の放出状況の E 欄の数値はその都度換算して報告する必要があるのか。排気等のカウント値に対応した Bq 値でよいのではないか。結局、換算は 8 項の放出評価で被ばく評価を行うので、その時でもよいのではないか。記録として、現実的にどうか。放出量と評価に使うものとは、分けておいた方がよいのではないか。普通に考えれば、皆が知りたい情報は、いくら放出されたかということである。7 項の放出状況欄は、換算値でなく、グロス値とする。また、合計欄は削除する。放出の評価をすることについては、緊急事態宣言が発出された以降とする。記載の意図を書くこととする。解説も含めて、再度見直し案を検討し、別途メールで委員に送付するので、確認いただきたい。
- ・F 解説のなお書き中の E とは何か。調査し、記載内容を再検討したい。
- ・「原子力発電所緊急時対策所の設計指針(案)」を委員に送付するので、JEAG4102 に反映すべき事項の有無を含めてレビューいただきたい。
- ・資料 No.17-5 の「当面の課題」の JEAG4102 反映検討表に関連し、原子力安全・保安院に加え、国土交通省との調整案件が新たに出てきた。“継続検討”の 1 点目は、「第 10 条の放射線測定設備等の故障において値を検知した場合の処置」などモニタ誤動作で通報する・しないの運用解釈が分かれていることである。2 点目は、「第 11 条の放射線測定設備の設置と維持に関する基準」は原災法解説に「放射線測定設備を設置し、及び維持しなければならない」、「放射線測定設備を設置したときは、届け出なければならない。」という法律要件があり、また「原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項に基づく届出について」（H19.8.10 原院第 1 号）に「・・・交換し、・・・変更を行ったときは、・・・届出をすることが必要であるので、・・・」が設置行為と解釈されていることである。
- ・あと、もう 1 点調整しているのが、原災法解説の「四 原子力災害対策特別措置法の制定」に、「・・・特別法の性格上、災害対策基本法、原子炉等規制法と相まって本法を中心に対応が図られ、・・・」の記載があること、及び「三 特別法としての位置づけ」に「・・・法令上の一貫性を確保することとしたものである。」など法律適用の問題である。これらについて、放出により規制法で管理区域を作ることが求められている状況でも、防災業務計画に実施する規定がなければ、する必要がないと考えられる。基本的に緊急時においては原災法優先という判断に異論は出されていない。
- ・3 月に分科会に上程しようと考えていたが、このような確認作業が遅れており、延期せざるを得ない状況である。
- ・“2 時間以内”の話だが、“定期的”との表現は統一しないのか。自治体との協議の中で決めることになっており、個別マターの問題と考える。

6.その他

次回検討会の開催日程は、別途調整することとされた。

以上